

平成22年度からの頭髪指導について

091222 生徒指導部

今年度懸案中でありました「頭髪規定」について、以下のよう
に決まりました。来年度よりこの規定に基づいて指導すること
となります。

【頭髪規定】

頭髪は、色、形状ともに生来的なものとし、常に清潔端正な
装いとし、障がい等、特別な事由のある場合を除いては、いか
なる変更も加えてはならない。(細則を別に定める。)

【頭髪細則】

男女共通

- (ア) 染色・脱色・パーマ等、頭髪を加工することを禁止する。
- (イ) ドライヤー・ヘアアイロン等の使用による頭髪の傷みも
改善の対象とする。

男子

- (ア) 長髪は原則として禁止する。長さの基準は以下に示す。
 - ・前髪は目にかからないようにする。
 - ・横髪、びんはまっすぐに伸ばした時に耳の下部までとする。
 - ・後ろ髪は襟足までとする。
(横を刈り上げたら後ろも刈り上げる。)
- (イ) モヒカン・そり込み(ライン)・左右非対称カット・立てる
等の奇抜な髪型は禁止する。
- (ウ) ワックス・スプレー等の整髪料、ゴム・ピン・カチューシ
ャ等の髪留めの使用は禁止する。
- (エ) 口ひげ・あごひげは認めない。

女子

- (ア) 長い髪は必要に応じゴム等でまとめる。
- (イ) 毛先が傷んでいる場合にはカットする。
- (ウ) エクステ・ウィッグ・編み込み(ブレード・コーンロー)等
は認めない。
- (エ) カール等の髪加工、奇抜な髪型は禁止する。
- (オ) 華美な髪留めの使用は禁止する。